

長野県告示第538号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和4年10月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称  
神宮寺4

- 2 一部について指定を解除する区域  
諏訪市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第539号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和4年10月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称  
武居

- 2 一部について指定を解除する区域  
下諏訪町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第540号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域を解除します。

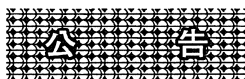
令和4年10月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒特別区域の名称  
栃久保川

- 2 指定の区域  
岡谷市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課



公告

准看護師試験を次のとおり行います。

令和4年10月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 実施日時
  - (1) 期日  
令和5年2月5日（日）

- (2) 時間  
午後1時30分から午後4時まで

## 2 試験場

松本市旭2-11-34  
長野県看護協会会館

## 3 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号。以下「規則」といいます。）第23条に規定する科目

## 4 試験方法

筆記試験（マークシート解答方式）

## 5 受験資格

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条各号のいずれかに該当する者（令和5年3月までに該当する見込みの者を含みます。）

## 6 受験手続

## (1) 提出書類

ア 受験願書用紙（受験願書、履歴書及び受験票）

イ 受験資格を証明する書類

規則第27条第2号から第4号までに掲げる受験資格を証する書類

なお、令和5年3月までに5の受験資格に該当する見込みの者は、同条第2号から第4号までに掲げる書類については、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出してください。ただし、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあつては、令和5年3月3日（金）午後5時15分までに修業証明書又は卒業証明書を提出してください。郵送による場合であっても提出期限必着とし、提出期限までに修業証明書又は卒業証明書を提出されないときは、当該受験は無効とします。

ウ 写真1枚（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載してください。）

## (2) 試験手数料

試験手数料（6,900円）は、長野県収入証紙（受験願書に貼って、消印しないでください。）により納付してください。

なお、納付した受験手数料は返還しません。

## (3) 受付期間及び場所

ア 出願に関する書類を郵送する場合

(ア) 期間 令和4年12月5日（月）から12月9日（金）までの消印のあるもの

(イ) 場所 県庁専用郵便番号 380-8570 長野県健康福祉部医師・看護人材確保対策課

イ 出願に関する書類を持参する場合

(ア) 期間 令和4年12月5日（月）から12月9日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで

(イ) 場所 長野県健康福祉部医師・看護人材確保対策課

## 7 受験票の交付等

受験願書を受け付けたときは、令和5年1月6日頃受験票を発送します。受験票は、試験当日必ず持参してください。

## 8 合格発表

(1) 令和5年3月9日（木）午後1時に長野県庁、長野県保健福祉事務所、長野市保健所及び松本市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。

また、令和5年3月9日（木）午後1時以降に長野県公式ホームページに掲載します。なお、電話等による照会には一切応じません。

(2) 合格発表後、合格者には合格証書の送付をもって通知とします。

## 9 その他

(1) やむを得ない理由により6の(1)のイに規定する提出期限までに修業証明書又は卒業証明書を提出できない場合は、令和5年3月10日（金）午後5時15分までに修業証明書又は卒業証明書を提出してください。

(2) 郵送により受験願書用紙を請求する場合は、切手（願書を1部請求する場合は120円、2部請求する場合は140円）を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号33センチメートル×24センチメートル）を同封して、長野県健康福祉部医師・看護人材確保対策課あて送付してください。

(3) 試験会場の収容人員を超えた場合には、県内在住者以外の者及び県内准看護師学校養成所を卒業した者（卒業する見込みの者を含みます。）以外の者は受験できないことがあります。

(4) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は肢体に障害を有する受験希望者は、受験願書の受付期間内に長野県健康福祉部医師・看護人材確保対策課に申し出てください。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがあります。

(5) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

## 10 試験に関する問い合わせ先

長野県健康福祉部医師・看護人材確保対策課（電話026-235-7142）

医師・看護人材確保対策課

公告

県営高森地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和4年10月17日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営高森地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年10月18日から令和4年11月15日まで

3 縦覧の場所

下伊那郡高森町役場（建設課）

農地整備課

公告

中野市西部土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年10月17日

長野県北信地域振興局長 直江 崇

理事

新任

氏名 住所

栗林 淳一 中野市大字新井403番地4

退任

氏名 住所

宮本 浩明 中野市大字豊津2063番地20号

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和4年10月17日

長野県長野建設事務所長 吉川 達也

1 許可番号

令和4年8月9日 長野県長野建設事務所指令4長建第103-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字小布施字三本木611-12

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市三輪4-1-12 セエ・モア本郷201

宮崎 武志

都市・まちづくり課